

受付期間:令和7年4月1日(火)~令和8年2月27日(金)まで

自転車乗車用ヘルメット 購入費の一部を補助します

※この補助金は、予算がなくなり次第終了となります。

★補助対象者

市内に住所を有し、令和8年3月31日時点で、次の①、②のいずれかの要件を満たす方

①7歳~18歳の児童生徒等(平成19年4月2日以降平成31年4月1日以前に生まれた方)

②65歳以上の方(昭和36年4月1日以前に生まれた方)

※①の場合は、保護者が申請できます。

※お一人様につき1個・1回限り

※過去に同種の補助金の交付を受けた方は対象外

令和7年4月1日
以降に購入した方が
対象です。

★補助対象のヘルメット

安全認証マーク(図参照)がついている『新品』のヘルメット

※令和7年4月1日以降に購入(注文から支払いまで含む)したヘルメットに限ります。

※未使用を含む中古品は対象外

※オークション、個人間売買、譲渡等は対象外

★補助金額

購入費用の2分の1(補助上限金額2,000円)

※10円未満切り捨て

※送料は除きます。また、カードポイントや通販会社・店舗のポイント値引き等を利用した分は購入費用から除きます。

★必要書類等

①補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)

※危機管理課または各支所窓口、市ホームページから入手できます。

②領収書の写し(購入者氏名、金額、日付、品名、購入店の記載があるもの)

③安全基準に適合している安全認証マーク(図参照)が確認できる書類(書類の用意ができない場合は、ヘルメットの現物を提示すること)

④通帳の写し(銀行名・支店名・口座種別・口座名義人・口座番号がわかるページ)

★申請方法

令和8年2月27日(金)までに、危機管理課または各支所へ申請してください。

※詳細については裏面をご確認ください。

(図)安全認証マーク

補助対象となる
安全基準



SG マーク



JCF マーク



CE マーク(EN1078)



GS マーク



CPSC マーク

自転車に乗る時
は、ヘルメットを着
用しましょう。



注意

インターネット購入も対象となりますが、領収書の発行が可能な方法で購入してください。
領収書がない場合は、補助対象になりません。

※インターネットで購入する際は、ホームページの注意事項を必ず確認してください。

申請から補助金交付までの流れ



(1) 自転車乗車用ヘルメットを購入

※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。
※領収書には、下の「【提出書類】(2) 領収書の写し」に記載する内容の記入をお願いしてください。

(2) 下記の提出書類等を用意して危機管理課または各支所へ申請

※補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)は、危機管理課または各支所窓口、市ホームページから入手できます。

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 領収書の写し(次の内容が記入されているもの)
 - ① 購入者氏名
 - ② 金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)
 - ③ 日付
 - ④ 品名(「ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことがわかるもの)
 - ⑤ 購入店
- (3) 安全基準に適合している安全認証マークが確認できる書類(書類が用意できない場合は、ヘルメットの現物を提示すること)
- (4) 通帳の写し(銀行名・支店名・口座種別・口座名義人・口座番号がわかるページ)



(2) 領収書の写し
※記載内容を確認してください

※領収書がない場合は、申請できません。

(3) 安全基準に適合している安全認証マークが確認できる書類
※保証書、取扱説明書、カタログ等の確認できるもの

(3) 決定通知書(様式第2号)が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4) 指定口座へ補助金が振り込まれます。

※申請から概ね1か月半後の振り込みとなります。



～～ 2023年4月1日よりヘルメットの着用努力義務化 ～～
道路交通法の一部改正により、全年齢の自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。ヘルメットを購入して、命を守るために着用しましょう。

～～ 自転車事故に備えた保険に併せて加入しましょう ～～
愛知県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、自転車損害賠償責任保険等への加入が令和3年10月より義務化されました。
また、自転車事故により相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償請求事例が相次いでいます。損害賠償責任を負ったときの経済的な負担を軽減するため、積極的に自転車保険等に加入しましょう。

